

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

西原村は阿蘇くまもと空港から5キロ、益城熊本空港インターチェンジから13キロに位置し、良好な交通アクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。平成28年熊本地震の影響により一時的に人口が減少したものの、復興が進んだ現在は震災前以上に回復し、人口増加率は県内で上位に位置している。

熊本テクノポリス建築構想の計画により、熊本県内初の内陸型工業団地が造成され、半導体製造機器、各種計測システム機器、医療機器、電子工業部品等の最先端技術の拠点として熊本市東部地域の活性化、地場産業の向上に大きく貢献し、地域を牽引する企業が数多く立地している。

しかし、現在、村全域の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題に直面している。現状を放置すると、長い歴史を経て形成された村内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、村内事業者に対し工場等の新設・増設に関して減免を実施する補助等を講じてきたが、引き続き村内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく、導入促進基本計画を策定し中小企業者の先端設備の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体となり熊本市東部地域の中核都市として、活性化及び経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として計画期間中に10件程度の生産設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

西原村の産業は農林畜産業、製造業、サービス業等多岐に渡り、多様な業種が西原村の経済雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

西原村の産業は県道 28 号熊本高森線・県道 206 号堂園小森線周辺・工業団地エリア・山間部と広域に立地している、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する関係から、本計画の対象区域は西原村全域とする。

(2) 対象業種・事業

西原村の産業は、農林畜産業・製造業・サービス業と多岐に渡り多様な業種が村内の経済雇用を支えているためこれらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発・自動化の推進・廃棄等による業務効率化・省エネ推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携など多様である。したがって本計画においては労働生産性が年率 3 % 以上と見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組みを認定の対象としない等の雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組み、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないなど健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A4 とする。